

守谷市都市計画マスタープラン 守谷市立地適正化計画

修正内容

パブリックコメント実施概要

【期間】 令和2年2月13日（木）～3月14日（土）

【場所】 都市計画課，総務課，総合窓口課，文化会館，
保健センター，北守谷公民館，高野公民館，
郷州公民館

【件数】 守谷市都市計画マスタープラン：21件（5名）
守谷市立地適正化計画：12件（4名）

1. 守谷市都市計画マスタープラン

(1) パブリックコメントで寄せられた意見をもとに修正

意見の要旨

II-26ページ、「④高齢社会に対応し、人口減少を抑制する身近な生活基盤の整備と職場の確保」において、親の公共交通での通勤の視点や公共交通の維持の観点から公共交通での通所が便利な施設配置とすることが望ましかったため、児童福祉施設について以下のとおり文言を変更する。「また、子育てしやすい都市環境・地域社会を維持・形成するために、児童福祉施設について親の生活動線や公共交通利用も考慮した計画的配置や通学路の安全確保に取り組む必要があります。」

修正前

④ 高齢社会に対応し、人口減少を抑制する身近な生活基盤の整備と職場の確保

必然的に訪れる高齢社会に対応して、暮らしやすい地域の環境、地域社会を支える身近な生活基盤、安全で快適に利用できる交通基盤を整えていく必要があります。空家化・人口減少がみられるようになった住宅団地においては、生活交通の手段の確保、生活サービス施設の立地の維持・促進、住宅の更新整備の促進が課題になっています。

誰もが働きやすい職住近接の都市構造を維持・増進して、人口減少を抑制するため産業用地の計画的な開発整備が必要です。

また、子育てしやすい都市環境・地域社会を維持・形成するために、児童福祉施設の計画的配置や通学路の安全確保に取り組む必要があります。

修正後 赤線部分を以下のとおりに修正

「また、子育てしやすい都市環境・地域社会を維持・形成するために、児童福祉施設について生活動線や公共交通利用も考慮した計画的配置や通学路の安全確保に取り組む必要があります。」

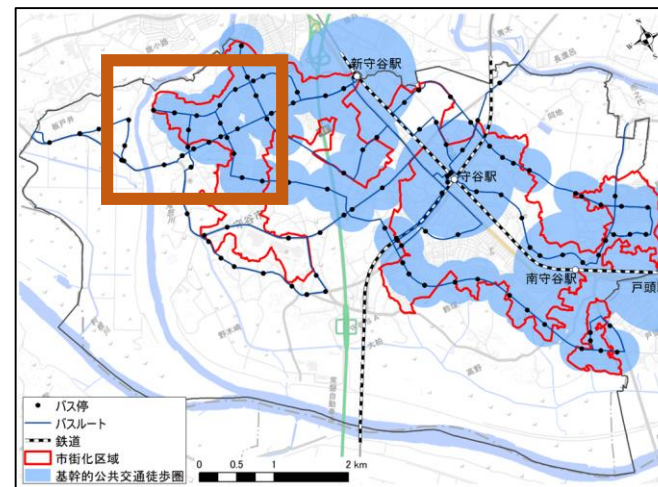
2. 守谷市立地適正化計画

(1) パブリックコメントで寄せられた意見をもとに修正

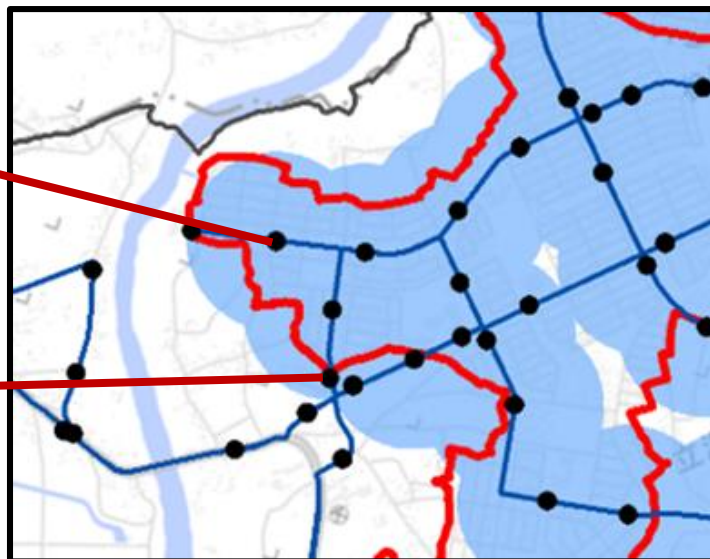
4-7ページ 徒歩圏説明の誤植訂正について

意見の要旨

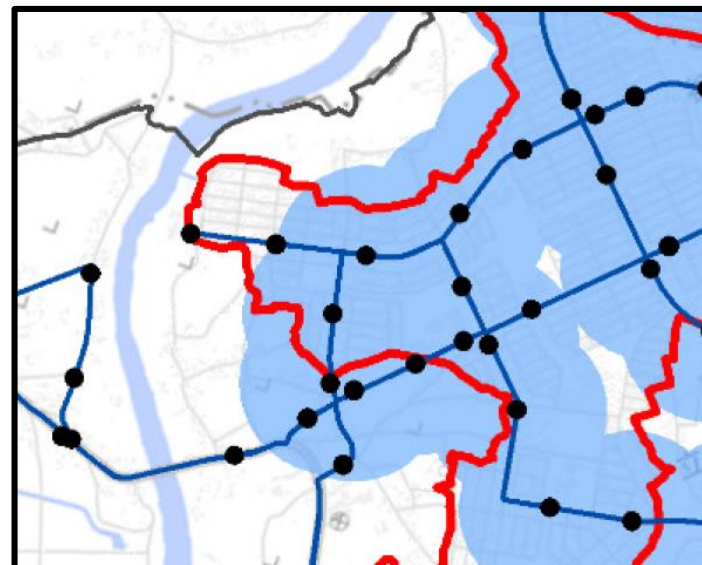
4-7ページ、「2) 居住誘導区域の設定方針」の「①生活利便性が確保される区域」の「基幹的公共交通路線徒歩圏」の図において、30本／日以上以上の運行頻度があるバス停に本数の少ない「松前台七丁目」バス停が入っており、本数の多い「守谷高校入口」が入っていない。



修正前



修正後



「守谷高校入口」を加え、
「松前台七丁目」を外す

意見の要旨

6-15ページ、「**交通9** 公共交通機関のバリアフリー化の推進」において、薬師台5丁目西端から県道取手豊岡線への歩行者道の整備と新バス停（薬師台入り口）設置、及び利用者の多いバス停や乗り換え推奨バス停への屋根設置推進のため以下の文言を追加する。
「・バス停へのアクセス路の改善及び、バス停屋根の設置等、天候によらず誰もが利用しやすい公共交通の実現を目指します。」

修正前

交通 8 身近な交通結節点におけるバリアフリー化の推進

- バス停やパークアンドライドの乗り換え拠点などの身近な交通結節点における点字ブロックの設置や音声ガイドの設置などを推進し、交通結節点のバリアフリー化に努めます。

交通 9 公共交通機関のバリアフリー化の推進

- 駅施設のバリアフリー施設の整備、路線バスへの超低床車両の導入や、タクシー・デマンド乗合交通への福祉車両の導入促進などを図り、誰もが市内を円滑に移動できる公共交通の実現を目指します。

修正後「**交通 8** 身近な交通結節点におけるバリアフリー化の推進」を以下のとおりに修正

「バス停やパークアンドライドの乗り換え拠点などの身近な交通結節点においては、バス停屋根の設置等による利便性向上を図るとともにアクセス道路の改善、点字ブロックの設置、音声ガイドの設置などを推進し、バリアフリー化に努めます。」

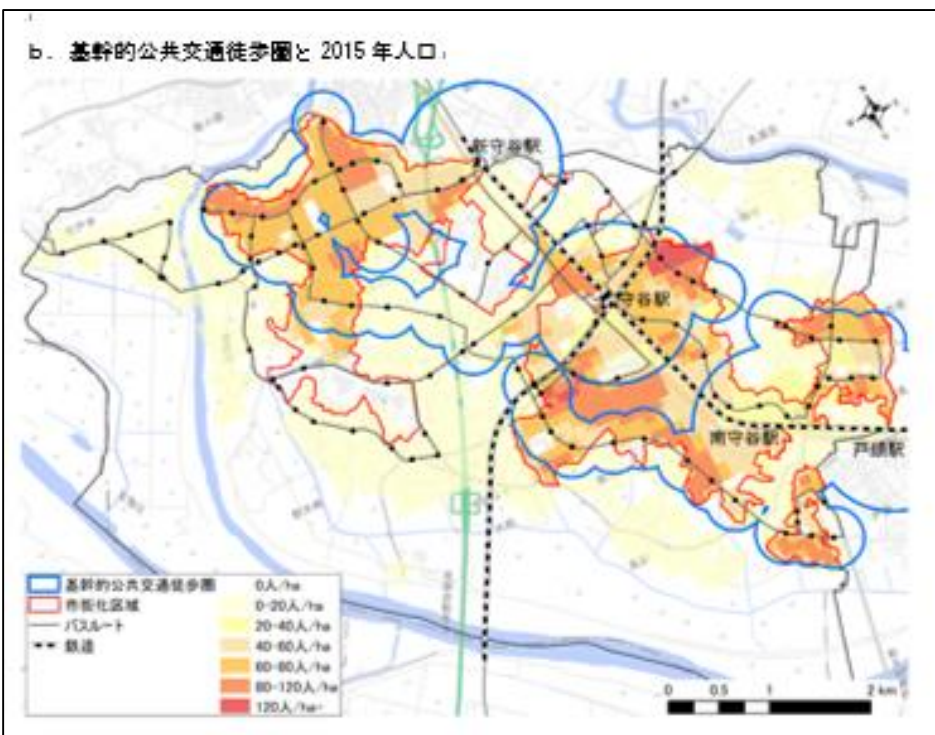
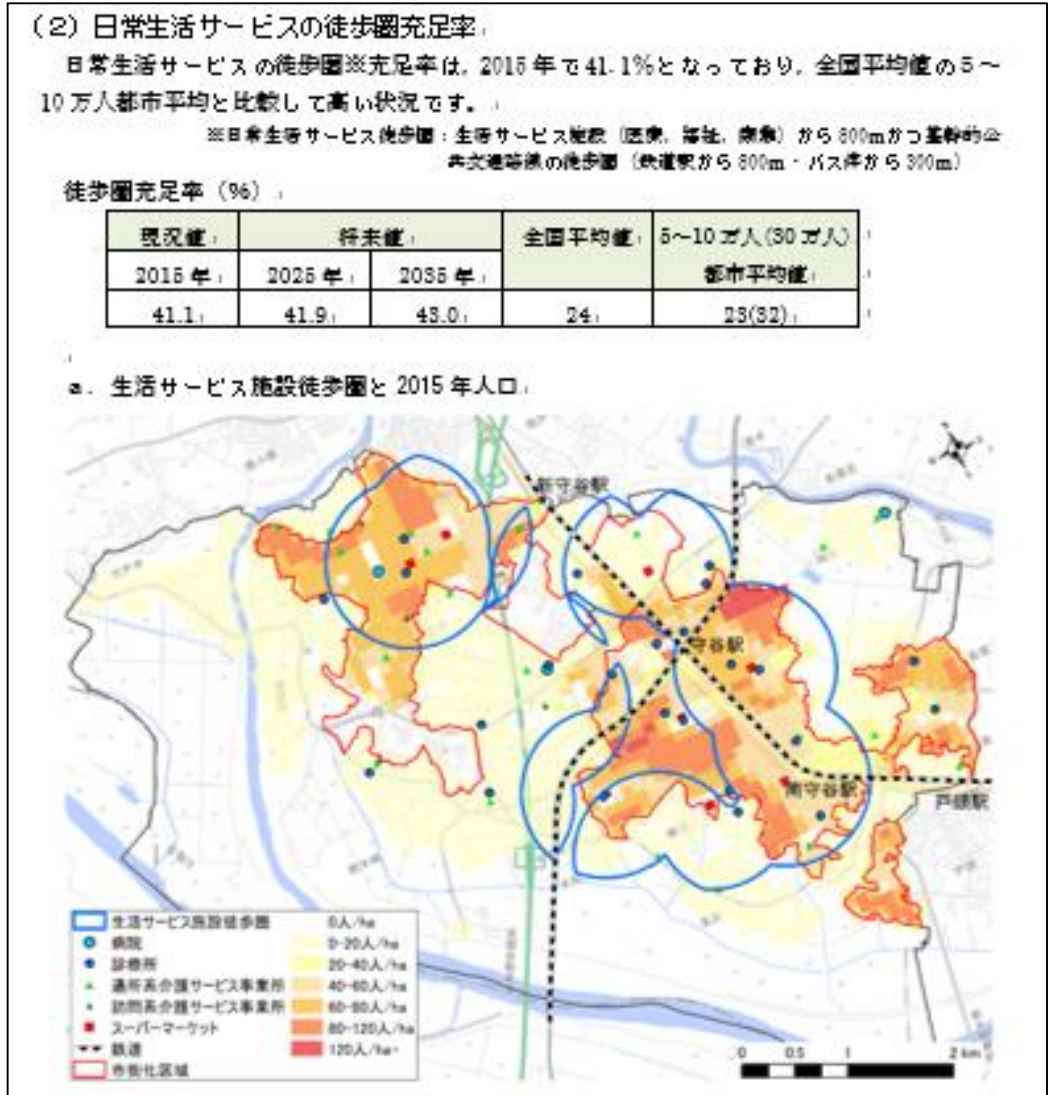
修正前

意見の要旨

資料-12ページ, 資料-13ページ, 図「a. 生活サービス施設徒歩圏と2015年人口」, 「b. 基幹的公共交通徒歩圏と2015年人口」に誤植がある。

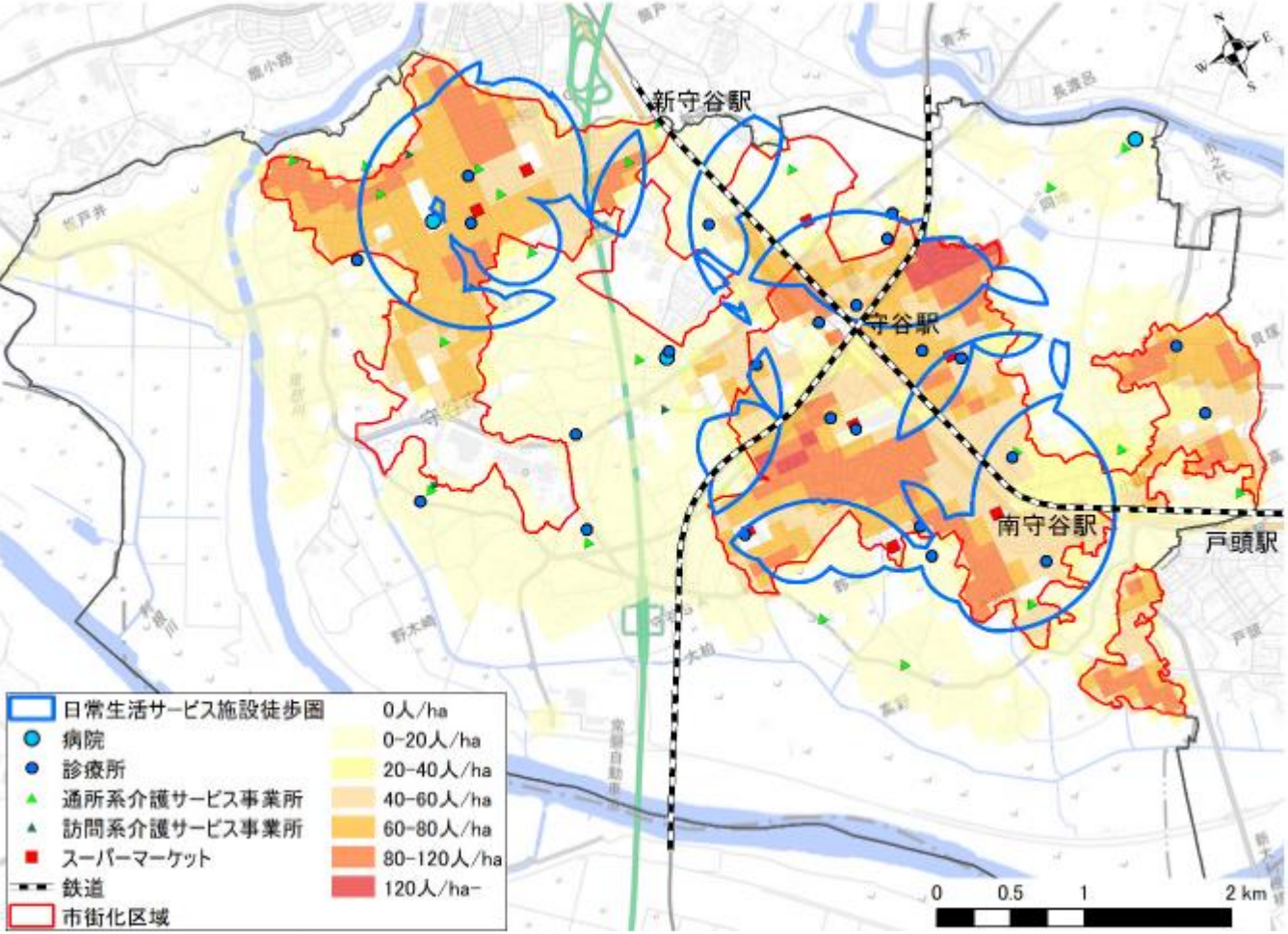
「a. 生活サービス施設徒歩圏と2015年人口」は, 「生活サービス施設（医療・福祉・商業）から800mかつ基幹的公共交通路線の徒歩圏（鉄道駅から800m・バス停から300m）」と記載されているが, 明らかに不自然である。

「b. 基幹的公共交通徒歩圏と2015年人口」は「徒歩圏説明の誤植訂正」と同じ。



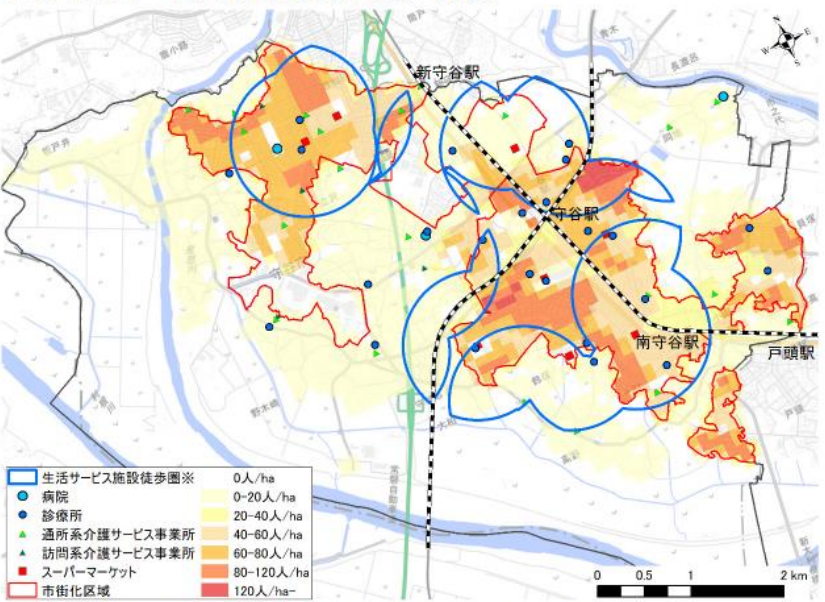
わかりやすくするために図面と説明を追加

◆日常生活サービス徒歩圏（次頁図 a かつ b）と 2015 年人口



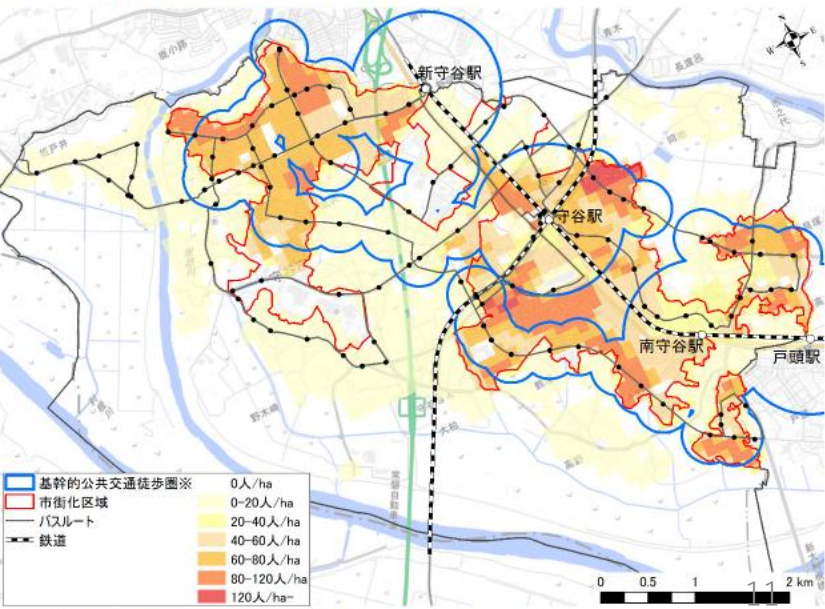
※施設分布は 2018 年現在

◆ a. 生活サービス施設徒歩圏と 2015 年人口



※800m圏内に医療施設、福祉施設、商業施設の全てがあるエリア

◆ b. 基幹的公共交通徒歩圏と 2015 年人口



※鉄道駅から 800m のエリア及びバス停から 300m のエリア

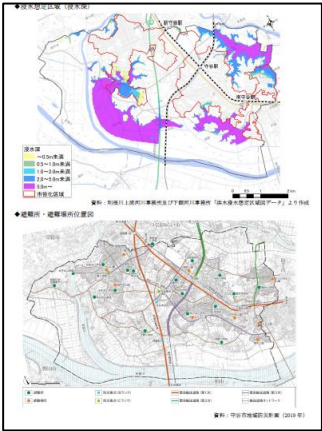
(2) その他の修正

要旨

居住誘導区域に含まれている浸水想定区域については、具体的に内容を示す必要があるが、鬼怒川の破堤後よりも小貝川の破堤後の方が居住誘導区域への水の到達が早い。

修正前

最大規模（千年に一度）の洪水時に浸水が想定される区域は、次のとおりです。シミュレーションによれば、この浸水想定区域に含まれる住宅団地の宅地部分が実際に浸水するのは最短の鬼怒川ケースで破堤から 21 時間後となることが予測されており※、避難勧告発出から浸水までの間に徒歩により避難所に到達できるよう、系統的に避難所の配置と避難路の確保が行われています。市民に対しては、ハザードマップなどで日頃から避難の重要性の周知に努めることとし、最大浸水深 5 m 未満の区域については居住誘導区域に含むものとします。



修正後

- ・ 入水開始時間とそれに関連する説明を修正
- ・ 浸水想定区域図と避難所・避難場所位置図を重ねる

最大規模（千年に一度）の洪水時に浸水が想定される区域は、次頁図のとおりです。シミュレーションによれば、浸水想定区域に含まれる住宅団地の宅地部分に最短で入水開始するのは、小貝川の破堤から 70 分後であり、その規模は住宅 3 軒程度で浸水深 0 m～0.5m となることが予測※¹されていますが、市街化区域内の浸水区域は、面整備が行われており系統的に避難所の配置と避難路が確保されているため、浸水による孤立地区※²には該当しません。

市民に対しては、2019 年（平成 31 年）4 月に守谷市地域防災計画（風水害対策編）を策定し、日頃からハザードマップ等による避難の重要性や洪水予報・警報の伝達方法等の周知徹底を図っており、破堤した場合でも浸水までに避難を完了する計画であるため人命の危険は少ないことから、最大浸水深 5 m 未満の区域については居住誘導区域に含むものとします。



6-9ページ 居住誘導に係る施策について

要旨

「マイカー以外でのアクセスが難しいロードサイドに立地することが望ましくない施設を検討し」の表現がわかりにくい。

修正前

b. 生活利便性の確保

- 高齢化による交通弱者の増加が見込まれることから、マイカー以外でのアクセスが難しいロードサイドに立地することが望ましくない施設を検討し、副次拠点に誘導することを検討します。

【具体的な取組例】

- ・ 現在、マイカーでのアクセスを前提としてロードサイドに立地している各種都市機能のうち、高齢者の利用が多いと想定される施設（医療施設・福祉施設）に関しては、将来的には高齢者の偏在状況に対応して既存大規模住宅団地センター地区への誘導を検討します。

修正後 赤線部分を以下のとおりに修正

b. 生活利便性の確保

- 高齢化による交通弱者の増加が見込まれることから、高齢者の利用が多いと想定される施設等については、徒歩や公共交通によるアクセスが可能になるよう副次拠点に誘導することを検討します。

【具体的な取組例】

- ・ 高齢者の利用が多いと想定される施設（医療施設・福祉施設）に関しては、将来的には高齢者の偏在状況に対応して既存大規模住宅団地センター地区への誘導を検討します。